
「令和 8 年熊本地震による災害」にかかる 災害救助法適用地域のお客さまに対する特別お取り扱いについて

この度の令和 8 年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

第一フロンティア生命保険株式会社（代表取締役社長：加納 裕之）は、この度の災害における災害救助法適用地域^(※1)のお客さまを対象に下記の特別お取り扱いを実施いたします。

（※1）対象地域は内閣府 HP「災害救助法の適用状況」をご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

記

1. 保険金（給付金）、解約返還金等の迅速なお支払いについて

お申出により、提出書類を一部省略することで、お手続きを簡素化し、保険金（給付金）、解約返還金等の迅速なお支払いをいたします。

2. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害による影響によりお払込みが困難な場合、お申出により保険料のお払込猶予期間を最長 6 ヶ月間に延長するお取り扱いをいたします。

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一フロンティア生命 お客様サービスセンター **0120-876-126**

受付時間：9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

本内容に変更が生じた場合は（特別な取扱いの追加含む）、こちらで速やかにお知らせいたします。

以上